

市第 21 号議案 令和 5 年度横浜市一般会計補正予算（第 2 号）（関係部分）

市第 22 号議案 令和 5 年度横浜市中央卸売市場費会計補正予算（第 1 号）

国際・経済・港湾委員会 配 付 資 料 令 和 5 年 5 月 2 9 日 経 済 局
--

令和 5 年度 5 月補正予算（経済局関連部分）の概要

1 趣旨

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける中小・小規模事業者を支援するため、負担緩和や省エネ取組支援、消費の促進に向けた経済対策を実施し、横浜経済の回復を目指します。

≪補正額（経済局関連部分）≫

単位：千円

一般会計歳入歳出予算補正	補正額
ものづくり成長力強化事業（グリーンリカバリー設備投資助成事業）	88,000
横浜市商店街プレミアム付商品券支援事業	187,000
商店街集客力促進事業	100,000
中央卸売市場費会計繰出金	41,000
合計	416,000

特別会計歳入歳出予算補正	補正額
中央卸売市場費会計（仲卸業者等電気価格激変緩和対策事業）	41,000
合計	41,000

2 一般会計歳入歳出予算補正 事業概要

(1) ものづくり成長力強化事業（グリーンリカバリー設備投資助成事業）（補正額：88,000 千円）

燃料価格高騰などの影響を受けている中小企業を支援するために、省エネルギー機器の導入に対し助成を行うグリーンリカバリー設備投資助成事業を増額します。

ア 助成内容

中小企業の設備投資費用の一部を助成

設備投資の際に専門家を派遣し、省エネに関するアドバイスを実施

イ 対象者

市内に事業所を置く中小企業（申請時点において創業から 12 か月以上経過している企業）

ウ 対象設備：空調設備、ボイラー・給湯設備、冷凍冷蔵設備、変圧器、LED照明 等

エ 助成率：1/2 助成上限額：200 万円

オ 想定件数：150 件 ※内、今回補正追加分 65 件

カ 実施時期：6 月 追加分仮エントリー兼省エネアドバイス受付開始 9 月 申請受付終了

(2) 横浜市商店街プレミアム付商品券支援事業（補正額：187,000 千円）

物価高騰等に直面する市民及び商店会を支援し、消費喚起や地域経済の活性化に向けて、商店街プレミアム付商品券支援事業を実施します。

ア 補助内容

商店会がプレミアム付商品券を発行する際のプレミアム分及び事務費の一部を支援

イ 対象者：市内商店会、各区商店街連合会（市商連、区商連への未加入も対象）

ウ 想定件数：30 件

（内訳：紙の商品券：20 件、電子商品券：10 件（うち補助上限額を 2 倍で申請：6 件））

エ 補助率、補助上限額

	補助率	補助上限額
紙の商品券 プレミアム分 (※1)	10/10	300 万円
事務費	3/4	75 万円
電子商品券 プレミアム分 (※1)	10/10	500 万円 (※2)
事務費	3/4	200 万円 (※2)

※1 プレミアム率については最大 30%：発行者（商店会）により決定

※2 3 商店会以上かつ利用可能店舗数 45 店舗以上で連携して実施する場合、
2 倍の補助上限額で申請可能

オ 対象経費

事業費：商品券のプレミアム分費用

事務費：広報費、委託費、手数料（商品券発行・システム利用に関するもののみ）、
人件費（雇用契約を締結する場合のみ）、会場借上費、リース・レンタル費、消耗品費

カ 対象期間：令和 5 年 7 月から令和 6 年 2 月

(3) 商店街集客力促進事業（補正額：100,000 千円）

物価高騰等の影響を受けている商店会等に対し、消費喚起や地域経済の活性化に向けて、横浜市内外から人を呼び込むための広報活動やイベントなどを実施する費用の一部を補助します。

ア 補助内容

来街促進のための取組を実施する商店会等に対して経費の一部を補助

イ 対象者：市内商店会等（複数での申請を含む・市商連、区商連への未加入も対象）

ウ 想定件数：69 件

エ 補助率：2/3（但し、会員店舗数 20 未満の商店会等に対しては、20 万円まで定額支援）

オ 補助上限額：商店会等の規模（会員数）に応じ 50 万円から 1,000 万円を補助

カ 対象経費：広報宣伝費、会場借上料、委託料、景品費、感染防止対策経費 等

キ 対象期間：令和 5 年 4 月から令和 6 年 2 月

(4) 中央卸売市場費会計繰出金（補正額：41,000 千円）

仲卸業者等に対する電気料金の支援の実施にかかる事業費の不足分を補正するため、一般会計から繰り出します。

3 特別会計歳入歳出予算補正 事業概要

(1) 中央卸売市場費会計（仲卸業者等電気価格激変緩和対策事業）（補正額：41,000 千円）

中央卸売市場本場及び横浜南部市場の特別高圧を受電している事業者に対し、令和 5 年 4 月使用分から 9 月使用分の電気量について経済産業省「電気・ガス価格激変緩和対策」（電気・高圧）における値引単価と同額を補助します。

ア 補助内容：令和 5 年 4 月使用分から 9 月使用分の電気料金について電気使用量に応じ補助

イ 補助額：4 月から 8 月まで：1 kwh あたり 3.5 円 9 月：1 kwh あたり 1.8 円

ウ 対象事業者

中央卸売市場本場の卸売業者、仲卸業者、関連事業者及び横浜南部市場物流エリアで卸売等の事業を営む事業者のうち、次の要件のすべてを満たす事業者

- ・ 交付申請時点で、市場で営業していること
- ・ 市場使用料、施設使用料、本場収入および延滞金等の滞納がないこと

エ 対象事業者数：約 180 者

オ 実施時期：令和 5 年 6 月から令和 6 年 2 月まで

【参考1】一般会計 歳入歳出予算補正（経済局関連部分）

歳出

単位：千円

款 項 目	補正前の額	5月補正額	計	5月補正の財源		
				国費等	市債	一般財源
5款 経済費	80,626,615	375,000	81,001,615	—	—	375,000
1項 経済費	80,626,615	375,000	81,001,615	—	—	375,000
3目 中小企業経営支援費	733,413	88,000	821,413	—	—	88,000
5目 市民経済労働費	1,309,654	287,000	1,596,654	—	—	287,000
17款 諸支出金	194,275,419	41,000	194,316,419	—	—	41,000
1項 特別会計繰出金	194,275,419	41,000	194,316,419	—	—	41,000
5目 中央卸売市場費会計繰出金	158,421	41,000	199,421	—	—	41,000

【参考2】特別会計 歳入歳出予算補正《中央卸売市場費会計》

歳入

単位：千円

款 項 目	補正前の額	5月補正額	計
4款 繰入金	158,421	41,000	199,421
1項 一般会計繰入金	158,421	41,000	199,421
1目 一般会計繰入金	158,421	41,000	199,421

歳出

単位：千円

款 項 目	補正前の額	5月補正額	計	5月補正の財源			
				国費等	市債	その他	一般会計繰入金
1款 中央卸売市場費	5,807,425	41,000	5,848,425	—	—	—	41,000
1項 運営費	2,453,752	41,000	2,494,752	—	—	—	41,000
1目 運営費	2,453,752	41,000	2,494,752	—	—	—	41,000